

令和2年8月17日
川崎市上下水道局

令和元年東日本台風による排水樋管周辺地域における 浸水に関する検証結果の住民説明会議事録

- 1 日 時 令和2年8月3日（月）19：30～21：00
- 2 場 所 上丸子小学校体育館（中原区上丸子八幡町815）
- 3 対象地域 山王排水樋管周辺地域
- 4 出席者
上下水道事業管理者 金子 督
上下水道局総務部長 大畑 達也
上下水道局下水道部長 鈴木 利之
上下水道局下水道部担当部長 松川 一貴
上下水道局下水道部下水道計画課長 室井 弘通
上下水道局下水道部管路保全課長 後藤 正寛
上下水道局中部下水道事務所長 藤井 則明
上下水道局下水道部管理課長 森川 研一
上下水道局下水道部施設保全課長 清水 成利
上下水道局総務部庶務課担当課長 高橋 勝己
総務企画局危機管理室担当課長 角野 聡
中原区役所危機管理担当課長補佐 金元 大祐

5 説明会議事

上下水道事業管理者：

改めまして、川崎市上下水道事業管理者の金子でございます。本日は、大変お忙しい中、また暑い中、説明会に出席をいただきまして、誠にありがとうございます。令和元年東日本台風では、多摩川の水位が過去に例を見ないほど上昇いたしまして、多摩川の水が下水道管を逆流したことによって、排水樋管周辺地域において浸水被害が発生をいたしました。結果的に、このような被害を生じさせてしまったことにつきまして、お詫びを申し上げますとともに、被災された皆様には改めて心からお見舞い申し上げる次第でございます。下水道事業を担うものといたしまして、この事態を大変、重く受け止めておりまして、今後同様な事態が発生した場合におきましても、被害を最小限に食い止められるよう、検証を進めてまいりましたが、今年の4月に検証結果を公表させていただきました。本来であれば、もっと早い

時期に御説明に伺わなければいけないところでもございましたけれども、新型コロナウイルスの感染拡大防止も求められている中で、説明会の開催がなかなかかわず、ようやく緊急事態宣言も解除された本日、皆様に御説明する機会を設けることができたものでございます。本日の説明会では、今年4月に公表させていただいた検証結果の概要、及び今年の台風シーズンまでを目標に取り組んでまいりました短期対策の進捗状況について御説明をさせていただきます。この中でも特に、排水ポンプ車の導入につきましては、多くの皆様から、御意見、御要望をいただいているところでございますが、現場に則した作業の検討あるいは、警察等の関係機関との協議に時間を要した結果、運用マニュアルの策定が当初予定しておりました5月末よりずれ込むことになりました。御心配をお掛けしましたことに改めて、お詫び申し上げます。この運用マニュアルにつきましても、今般、策定作業完了いたしましたので本日の説明会の中で御説明をさせていただきたいと思っております。新型コロナウイルスにつきましては、まだまだ油断できない状態が続いておりまして、今回の説明会におきましても人数や時間に制約を設けさせていただく中での開催となっております。できるだけ分かりやすく、丁寧に説明をさせていただくと共に、御質問、御意見に対しましてもしっかりと対応させていただきたいと考えております。それでは詳細につきましては、この後、担当の課長から御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会：

続きまして、説明会の進行の前にお手元の資料の確認と、いくつかのお願いをさせていただきます。はじめに、お手元の資料の確認をさせていただきます。まず、A4 横の資料で表題が「令和元年東日本台風による排水樋管周辺地域の浸水に関する検証について」というものが1部。次に、A4 横の資料で表題が「排水樋管周辺地域における浸水に関する短期対策の取組について」というものが1部。次に、A3 半折りの資料で右上に四角い囲みで別紙とあります「操作手順の概要（山王排水樋管）」というものが1枚。次に、A4 縦の資料で表題が「山王排水樋管操作要領」というものが1部。次に、A4 縦の資料で国土交通省水管理・国土保全局下水道部から出されました「出水時における下水道施設の樋門等操作の基本的な考え方について」というものが1枚。最後に、A4 縦の資料で「本説明会に関する御質問・御意見記入用紙」が1枚。以上でございます。大丈夫でしょうか、もし不足がございましたら、お近くの職員に伝えていただきますと、対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。続きまして、お願いがございます。はじめに、説明会に御参加されている方、個人が特定できる写真や動画の撮影は御遠慮いただいておりますのでお願いいたします。次に、この説明会の記録を作成するため、録音をさせていただきますので、御了承下さい。次に、この会場は運営上、使用できる時間が9時までとなっておりますので、御協力をお願いいたします。お手元にお配りしている「本説明会に関する御質問・御意見記入用紙」でございますが、回答を希望される場合には、ご住所とお名前を御記入の上、お帰りの際、受付にある回収ボックスにお入れ下さい。それでは、令和元年東日本台風による排水樋管周辺地域の浸

水に関する検証について、下水道計画課長の室井から説明をさせていただきます。

下水道計画課長：

下水道計画課の室井でございます。よろしくお願いいたします。それでは、お手元の「令和元年東日本台風による排水樋管周辺地域の浸水に関する検証について」の表紙をおめくりいただきまして、2ページを御覧下さい。「1 検証の概要」でございます。川崎市では、令和元年東日本台風により、これまでに経験したことのない多摩川の水位の影響を受け、排水樋管周辺地域において、深刻な浸水被害が発生しました。これを受け、令和元年東日本台風による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水に関する検証委員会を設置し、令和元年12月27日より計4回にわたる検証委員会を開催しました。検証内容につきましては、第三者から専門的な意見や助言をいただくと共に、市民の皆様に意見募集を行い、報告書を取りまとめました。「2 被害の概要」でございます。多摩川沿い、山王、宮内、諏訪、二子、宇奈根の排水樋管周辺地域で浸水被害が発生し、5箇所の排水樋管周辺における浸水面積は、合わせて約110ヘクタールでした。次に3ページをお開き願います。「3 台風、降雨、多摩川水位等の基礎情報」でございます。台風の経路図、降雨状況、多摩川の水位、各排水樋管周辺地域における過去の被害状況をまとめております。降雨状況は、各排水樋管周辺の雨量観測所における最大時間降水量と総降水量をお示しております。なお、多摩川流域の檜原、御岳、高尾、多摩雨量観測所におきましては、観測を開始してから、過去最高の雨量を観測しております。また、右上段の多摩川の水位にお示しているとおり、田園調布(上)水位観測所におきましては、計画高水位10.35メートルを超える10.81メートルを記録しております。次に、4ページをお開き願います。「4 当日の組織・体制及び活動」でございます。組織、体制につきましては、接近する台風に備えるため、事前に施設の点検や班体制を整えており、過去に多摩川の高水位による浸水実績がある山王、諏訪排水樋管を重点的に活動する計画でした。また、浸水実績がない宮内、二子、宇奈根排水樋管箇所でも浸水があり、西部、北部下水道管理事務所へ応援を要請しております。当日の情報連絡体制につきましては、あらかじめ計画されておりましたが、被害が拡大するに従い、パトロール体制の確保が困難となり、必要な連絡が適宜行えず、連絡内容にも偏りが生じたことから、情報共有について改善する必要がございます。次に、5ページをお開き願います。活動につきまして、中部下水道事務所では、これまで浸水実績が多い山王及び諏訪排水樋管周辺地域で、重点的なパトロールと水位測定を行っていたため、宮内、二子、宇奈根排水樋管箇所では、パトロールの頻度が低い状況でした。また、各排水樋管周辺地域でパトロール頻度に差異がありましたが、ゲート操作手順に則り、水位測定やパトロールを行ってまいりました。パトロールの職員は、これまで経験のない範囲で浸水が広がっていく中、浸水状況を中部下水道事務所に報告すると共に周辺住民に浸水情報を周知し、さらに住民からの問合せや要望に対応していました。このような現場の対応で手一杯となり、浸水の色が徐々に変わっていったこと、降雨があったことなどから、浸水の範囲や深さの情報は共有されても、それが河川水なのか雨水なのか

ということは確認できておりませんでした。22時13分に山王排水樋管での溢水状況を確認し、河川水の可能性が高いと考えました。また、丸子ポンプ場の状況についての情報が、加瀬水処理センターからの水位情報のみであり、丸子ポンプ場における河川水の逆流について情報を共有できておりませんでした。次に、6ページをお開き願います。「5 各排水樋管ゲートの操作」でございます。山王排水樋管についてですが、当日の気象予報では、朝から1時間に50ミリ以上の非常に激しい雨が降り、昼過ぎから80ミリ以上の猛烈な雨が降る所があると出ており、降雨が続く中、気象情報や、河川水位についての情報を収集し、降雨がある場合や降雨の恐れがある場合は、ゲートの全開を維持する判断を行っていました。また、10月12日22時27分のゲート閉鎖の判断は、加瀬水処理センターから要請があったものであり、丸子ポンプ場の水没による影響を考慮し、降雨があり、大雨警報が発令されておりましたが、台風は通過しており、雨域の移動状況から降雨が少なくなる見込みもあったため、ゲート閉鎖を決定しました。また、浸水の色等、溢水の状況は河川水の逆流が考えられるものですが、周辺状況として総合的判断の情報とされておりませんでした。また、丸子ポンプ場への河川水の流入による影響について、ポンプ場の水没の恐れが生じるまでは、中部下水道事務所へ、その情報が送られていませんでした。次に、ゲート閉鎖に時間を要した要因といたしましては、上下流側のゲートの閉鎖状況の違いから、水圧が主たる原因とは考えにくく、メーカーや市の設計上の計算から操作が可能であったことや、台風後の現場状況、国土交通省の検討会提言、メーカーの見解から、何らかの異物が扉体の戸当り部に噛み込み、ゲート閉鎖に時間を要した可能性が高いと考えております。次に、7ページをお開き願います。左中段部分の「(3)ゲート操作のまとめ」を御覧下さい。ゲート操作のまとめといたしましては、今回のゲート操作判断は、いずれも操作手順どおりに行われておりました。山王排水樋管では、21時10分に計画高水位を超え、その10分後に丸子ポンプ場で浸水が始まっており、その状況が中部下水道事務所と加瀬水処理センターで共有できていれば、ゲート操作について異なる選択をしたことも考えられます。また、操作手順には具体的に示されておりませんが、水の色等、溢水の状況は河川水の逆流の手がかりとなるものであり、周辺状況として総合的判断の情報の1つとなるものと考えられます。また、降雨があったことにより、操作の判断といたしましては操作手順どおりではありますが、河川水に含まれる土砂の堆積による被害防止の観点からも、逆流への対応が必要と考えます。次に、8ページをお開き願います。「6 浸水シミュレーションによる検証」でございます。「(1)浸水原因について」を御覧下さい。浸水の原因につきましては、過去最高を記録した河川水位の影響により、逆流した河川水の溢水や、その影響を受け、流下しづらくなった内水が溢水し、地盤が低い箇所では浸水するとともに、溢水した水が地表面を通じて低い方へ広がり、浸水域が拡大している結果となったものです。「(2)浸水シミュレーション結果」を御覧下さい。山王排水樋管の浸水シミュレーション結果につきましては、当日の気象予報から、4つのパターンで、ゲート操作、河川水位、降雨の計算条件を設定し、シミュレーションにより浸水状況を確認しました。右側中段に凡例をお示しておりますが、黄色が50センチメートル未満、緑色が50セ

ンチメートル以上 1メートル未満、水色が 1メートル以上 2メートル未満、青色が 2メートル以上 3メートル未満となっております。山王排水樋管の表でございますが、左側からパターン①は当日の状況、パターン②は当日想定していた既往最高水位 9.07メートルだった場合、パターン③と④は共に 15時の避難判断水位 7.6メートルでゲートを閉めた場合でございます。①と④が当日の降雨、②と③が時間雨量 50ミリ、総降雨量 300ミリと想定した場合となっております。ページ下段の山王排水樋管のまとめでございますが、避難判断水位 7.6メートルまでにゲートを閉鎖した場合、今回の降雨におきましては、結果として浸水規模が小さくなります。また、仮に気象予報どおりの降雨及び河川水位が既往最高水位でおさまっていた場合は、ゲート開を維持することで、浸水規模はゲート閉鎖を行った場合とほとんど変わりません。また、合流地区である山王排水樋管にてゲート閉鎖を行った場合は、下流に丸子ポンプ場があることから、今回の降雨であれば、浸水規模が減少することが分かりました。次に、9ページをお開き願います。ページ右側のゲート閉鎖に時間を要した場合のシミュレーションの図を御覧下さい。シミュレーション結果の図の左側は、仮に 22時 52分にゲートが閉鎖できたとした場合、右側の図は、ゲート閉鎖に時間を要した当日の場合の浸水状況をお示ししております。下段右側、水色の枠内のまとめを御覧下さい。当日の山王排水樋管ゲートの閉鎖に時間を要したことの検証結果ですが、水圧が主たる原因とは考えにくく、何らかの異物が扉体戸当り部に噛み込み、ゲート閉鎖に時間を要した可能性が高いことが考えられます。また、ゲートが 22時 52分に直ちに閉鎖できた場合と、ゲート閉鎖に時間を要した当日の浸水状況とを比較すると、早くゲート閉鎖ができた場合の方が、浸水規模が小さくなることに加え、浸水解消時間が早まることが確認されました。続きまして、10ページ、11ページにつきましては、宮内、諏訪、二子、宇奈根排水樋管のシミュレーション結果となりますので後程、御参照いただければと存じます。次に、12ページをお開き願います。「7.ゲート操作の妥当性」でございます。各排水樋管における操作判断のまとめ及び浸水シミュレーションによる検証のまとめを踏まえ、各排水樋管のゲート操作の妥当性について検証しています。「(1)山王排水樋管(合流)」を御覧下さい。山王排水樋管のゲート操作の妥当性でございますが、ゲート操作の判断は、操作手順どおりに行われていました。気象予報どおりに降雨があった場合、ゲートを閉鎖すると広い範囲で内水による浸水が生じることが分かったため、内水氾濫の危険性を考慮した判断はやむを得ないと考えます。また、河川水位と降雨状況により、ゲートを閉鎖すべき場合があることが、シミュレーションにより明らかとなりました。今後の気候変動や河川水に含まれる土砂の堆積による被害を考慮し、降雨がある場合の操作手順の見直しが必要と考えております。次に、13ページをお開き願います。「8 短期対策内容の検討」でございます。検証の結果、明らかになった課題の解決に向けて、短期対策として、排水樋管ゲートの改良や排水ポンプ車の導入、排水樋管ゲート操作手順の見直し等を実施いたします。短期対策の検討項目といたしましては、「(1)排水樋管ゲートの改良」、「(2)観測機器の設置」、「(3)遠方制御化」、「(4)停電時等におけるゲート操作及び観測機器」、「(5)内水排除のための排水ポンプ車導入」でございます。短期対

策の取組内容につきましては、後程、御説明いたします。次に、14 ページをお開き願います。「(6)ゲート操作手順の見直し(観測器機設置後)」でございますが、気候変動に伴う河川水位上昇等に備えるため、短期対策として設置する観測機器を活用し、逆流に対応できるよう、ゲート操作手順の見直しを行いました。左側に山王、諏訪、二子排水樋管の見直し後のゲート操作手順、右側にフラップ機構付きゲートとした宮内、宇奈根排水樋管の見直し後のゲート操作手順をお示ししています。こちらにつきましても、この後の短期対策の取組みで御説明いたします。次に、15 ページをお開き願います。山王排水樋管のゲート操作手順について、見直し前と見直し後を比較してお示ししています。今回の見直しにつきましては、降雨の有無に関わらず、新たに設置する観測機器から得られる情報によりゲートの全閉、全開を判断します。さらに、順流を確認できない場合は、ゲート全閉を維持します。また、新たにゲート操作員の避難判断基準を設定しています。続きまして、16、17 ページにつきましては、宮内、諏訪、二子、宇奈根排水樋管のゲート操作手順について、見直し前と見直し後の比較となりますので、後程、御参照いただければと存じます。次に、18 ページをお開き願います。「(7)短期対策による効果」でございます。令和元年東日本台風の降雨、河川水位の条件で、新たな操作手順及び排水ポンプ車による対応を行った場合の効果について、浸水シミュレーションにより確認しています。上段の当日の状況と下段の対策効果を比較すると、山王排水樋管の場合には、浸水規模が大幅に小さくなり、床上浸水相当の被害は無くなる事が確認できましたが、今後、浸水被害をさらに軽減するため、引き続き中長期対策による検討を進めてまいります。その下に移りまして、「9 活動体制の見直し」でございます。今後、大規模災害が予見される場合は、事前に応援体制を構築すると共に、令和元年東日本台風における活動状況を参考に、多摩川、矢上川の水位が上昇する恐れがある場合も含め、必要となる動員人数の見直しを行いました。次に、19 ページをお開き願います。「10 中長期対策の方向性」でございます。中長期対策といたしましては、流下機能の向上、排水機能の向上などが可能となるハード対策や、自助、共助を促すソフト対策に加え、段階的に整備水準の向上を図る効果的な方策についても検討し、水害に強いまちづくりの実現を目指すことを基本的な方向性といたします。また、流域全体で連携し、流出量の抑制等、河川水位の低下に資する取り組みを進めると共に、河道掘削等による流下能力の向上等について国へ働きかけてまいります。対策の手法といたしましては、流出量の抑制のための雨水貯留施設や、排水機能の向上のためのポンプ施設など、対策の具体化に向けた検討をしております。今後、排水樋管周辺地域につきましては、中期計画における局地的な浸水対策に位置付け、課題解決に向けた取組を進めてまいります。また、時間軸を考慮した段階的な整備や各メニューを組み合わせた対策について、今年度より対策手法の検討を行っております。説明は以上でございます。ありがとうございました。

司会：

続きまして、排水樋管周辺地域における浸水に関する短期対策の取組について、管路保全

課長の後藤から説明させていただきます。

管路保全課長：

改めまして、管路保全課の後藤と申します。どうぞ、よろしくお願いたします。それでは、お手元にお配りさせていただきました「排水樋管周辺地域における浸水に関する短期対策の取組について」の資料で御説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧下さい。短期対策の概要として、排水樋管周辺地域における浸水に関する検証の結果を踏まえ、今年度の台風シーズンまでに直ちに備えるべき短期対策として、現在までに実施した取組の概要をお示ししております。はじめに、「(1)排水樋管ゲートの改良」として電動化等を実施し、副ゲートのある宮内、宇奈根排水樋管については、フラップ機構付ゲート化を実施いたしました。続きまして「(2)観測機器の設置」として、河川水の逆流防止、及び内水排除の判断を行うために排水樋管に観測機器を設置いたしました。続きまして「(3)遠方制御化」として、観測機器の設置、及びゲートの電動化により遠方での操作を可能といたしました。続きまして「(4)排水樋管ゲート操作手順の見直し」として、近年の気候変動に伴う雨の降り方や、令和元年東日本台風のように多摩川が計画高水位を超えたことによる大規模災害の被害状況を踏まえ、観測機器によって得られる情報を活用した操作手順への見直しを行いました。続きまして「(5)活動体制の見直し」として、今後、大規模災害が予見される場合は、事前に応援体制を構築する必要があるため、中部下水道事務所の体制について見直しを行いました。続きまして「(6)内水排除のための排水ポンプ車の導入」として、今年度の台風シーズンに備え、浸水被害を軽減する暫定的な対策として、排水ポンプ車を導入いたしました。また、排水ポンプ車の導入に併せ、運用マニュアルの整備を行いました。続きまして、3ページを御覧下さい。排水樋管ゲートの改良について御説明いたします。浸水被害があった山王、宮内、諏訪、二子、宇奈根の5箇所の排水樋管において、ゲートの開閉器の電動化や副ゲートのある宮内、宇奈根排水樋管におけるフラップ機構付ゲートへの更新等を実施し、排水樋管ゲートの改良を予定どおりに完了しました。今後はこの対策により、より確実なゲート操作が可能となります。右側に開閉器の電動化、及びフラップ機構付ゲートのイラストをお示ししておりますので、後程、御確認いただければと存じます。また、下段の(1)に山王排水樋管の改良後のゲートの写真をお示ししております。次の4ページ、5ページには、宮内排水樋管ゲート、諏訪排水樋管ゲート、二子、宇奈根の排水樋管ゲートの写真をお示ししています。こちらにつきましても、後程、御確認下さい。よろしくお願いたします。続きまして、6ページを御覧下さい。観測機器の設置について御説明いたします。下水管は地中に埋設されていることから、河川とは異なり、目視で水の流れを確認することが難しい等の特性があるため、河川水の逆流防止、及び内水排除の判断を行うために排水樋管に観測機器を予定どおりに設置いたしました。今後はこの対策により、河川水位、内水位、排水樋管ゲートの状況、及び排水樋管内の水の流れの向き等の情報を確実に把握することが可能となります。なお、右側に観測機器の設置状況のイラスト、下段に内水

位計、外水位計、流速流向計の写真をお示ししています。続きまして、7ページを御覧下さい。遠方制御化について御説明いたします。ゲートの開閉は排水樋管箇所での操作を原則といたしますが、複数箇所の管理、操作が可能となるよう、観測機器の設置及びゲートの電動化により遠方制御化を実施いたしました。今後はこの対策により、確実かつ迅速なゲート操作、及び操作員の安全確保が可能となります。なお、下段左側に遠方制御化のイメージ図をお示ししておりますとおり、各樋管ゲートにおいて収集したデータは、主管理を行う中部下水道事務所において監視、及び制御を行う他、等々力水処理センター、加瀬水処理センター、及び本庁舎にて監視ができる構成となっておりますが、等々力水処理センターについては、夜間、休日の体制強化のため、監視に加え、制御まで行えるよう機能を追加したため、今年の9月末までに完了する予定となっております。また、右側に監視カメラ及び中央監視装置のモニター画面の写真をお示ししております。続きまして、8ページを御覧下さい。排水樋管ゲートの操作手順の見直しについて御説明いたします。操作手順見直しの概要に記載しておりますが、近年の気候変動に伴う雨の降り方や、多摩川が計画高水位を超えたことによる被害状況を踏まえ、被害の低減を図るため、操作手順の見直しを実施いたしました。主な見直し内容についてでございますが、河川水位上昇時と河川水位下降時については、右側にお示しをしている山王排水樋管ゲート操作手順と併せて、後程、御説明いたします。「<その他>」のところでございますが、令和元年東日本台風の検証において、河川水位が計画高水位に達した時に操作員の避難が完了するようまとめておりましたが、避難する水位の再検討により、操作員の避難の判断する水位を計画高水位とし、新たに操作手順に記載いたしました。さらに、令和元年東日本台風の際に関連部署と十分な情報共有がなされていなかったことを鑑み、中部下水道事務所が関係局区と相互に連絡をとるよう体制を見直したところでございます。また、その下に記載しておりますが、国土交通省下水道部より「出水時における下水道施設の樋門等操作の基本的な考え方について」が令和2年5月26日付けで通達されたことを受け、操作要領の見直しも行いました。この通達と見直し後の操作要領につきましては、本日資料としてお配りさせていただいておりますので、後程、御確認下さいますようお願い申し上げます。続きまして、9ページに宮内、諏訪排水樋管、10ページに二子、宇奈根排水樋管のゲート操作手順をお示ししておりますので、こちらにつきましては、後程、御確認下さいますようお願い申し上げます。続きまして、11ページを御覧下さい。中部下水道事務所における活動体制の見直しをお示ししています。左側が、令和元年東日本台風の際の活動体制でございまして、右側が今回見直した活動体制でございまして。見直し後の活動体制は、右側の上部に記載をしております総括者の下に、連絡記録班、陳情対応班、ゲート班、交通規制班、排水ポンプ車班、移動式ポンプ班を構成しています。右下に延べ人数を記載しておりますが、141人必要であると考えており、職員に加え協力業者も活用し対応してまいりたいと考えております。続きまして、12ページを御覧下さい。内水排除のための排水ポンプ車の導入について御説明いたします。今年の台風シーズンに備え、浸水被害を軽減する暫定的な対策として、排水ポンプ車を予定どおり4台、導入いたしました。中段には、

排水ポンプ車の写真及び外形図、下段に排水ホース、排水ポンプ、排水の様子の写真をお示ししております。続きまして、お手元にお配りさせていただきました A3 の右上に別紙と記載のある資料を御覧下さい。こちらになります。左側に見直し後の操作手順の概要、右側に山王排水樋管ゲート操作手順をお示ししております。操作手順の概要について、御説明いたしますので、左側の表を御覧下さい。まず、①ですが、河川水位が上昇し、降雨または降雨の恐れがない場合は、樋管ゲート部 A.P で 3.49 メートルでゲートを全閉といたします。次に、②ですが、山王排水樋管ゲートでの河川水位が、付近最低地盤高 6.44 メートルからマイナス 1 メートルである 5.44 メートルに達するまでの間は、ゲートを全開といたします。次に、③ですが、河川水位が上昇し、付近最低地盤高からマイナス 1 メートルである 5.44 メートルに達した際は、ゲート閉鎖を準備し、順流であればゲートの全開を維持、順流が確認できなければゲートを全閉といたします。ゲートを閉鎖した際は、排水先を確保するため、③の図中にお示しをしているように、排水ポンプ車による排水を行います。こちらの③の右側の図でございますが、主ゲートと書いてあるのが山王排水樋管ゲートでございます。左側の茶色い高くなっている所、こちらが堤防でございます。その左側、一段下がっている所、こちら多摩沿線道路で、そこにある白い四角いやつ、こちらが排水ポンプ車でございます。多摩沿線道路に排水ポンプ車を配置して排水をするというイメージとなっております。次に、④ですが、河川水位が付近最低地盤高を超えている状況において、樋管ゲートを全閉している場合は、ゲートを開けることによる逆流の発生を回避するため、全閉を維持いたします。この状況においても、図にお示ししているように排水ポンプによる排水を継続いたします。次に、⑤ですが、河川水位が下降し、今後、水位上昇が見込まれない状況において、河川水位が内水位を下回った場合は、順流を確認しながら、ゲートを全開といたします。ただし、ゲートを全開にした後、順流が確認できなければ、ゲートを全閉といたします。ゲートを全開とした場合は、排水ポンプによる排水を停止いたします。次に、⑥ですが、河川水位が下降し、付近最低地盤高を下回った場合、順流を確認しながら、ゲートを全開といたします。右側に山王排水樋管ゲート操作手順をお示ししておりますので、後程、御確認下さいますようお願い申し上げます。続きまして、先程の A4 横の資料の方にお戻りいただきまして、13 ページを御覧下さい。ここから排水ポンプ車の運用マニュアルの内容について御説明いたします。運用マニュアルはボリュームがございますので、本日は主だった項目を抜粋して御説明させていただきます。まず、はじめに概要でございます。排水ポンプ車による排水作業は、多摩沿線道路に車両を配置して、山王排水樋管の角落し室に排水ポンプを設置し、多摩沿線道路から堤防の外へ排水ホースを布設して、排水を実施いたします。排水ポンプ車、移動式ポンプは、各排水樋管に 1 台ずつ配置することを基本形とし、ポンプ車の応援台数や降雨、河川水位の状況等、その時の状況に応じて、適切に対応してまいります。また、排水作業の際には、排水ポンプ車 1 台あたり、内径 200 ミリメートルの排水ホース 4 本を多摩沿線道路に横断させる必要があります。通行止めにて作業を行うことから、事前に道路管理者、交通管理者への連絡を行い、交通規制を実施したのち、排水作業を行います。また、排水ポ

ンプ車による排水先は多摩川であることから、排水する際は、事前に河川管理者へ連絡を行います。続きまして、14 ページを御覧下さい。各部署、班の構成、主な役割についてでございます。表に、部署、班ごとの構成と主な役割をお示ししております。詳細につきましては、後程、御確認下さいますようお願い申し上げます。続きまして、15 ページを御覧下さい。排水ポンプ車運用時の連絡体制です。左側の図を御覧下さい。事前準備から出動待機の指示までにおいては管路保全課において各班と連絡、調整、情報共有を行うこととしております。出動待機から作業終了までにおいては、右側の図にお示しをしておおり、中部下水道事務所において各班と連絡、調整、情報共有を行うこととしています。続きまして、16 ページを御覧下さい。主な活動内容でございます。まず、はじめに「1. 事前準備」でございますが、台風上陸の予報の3日前から出動待機までを事前準備段階とし、管路保全課において、各班の活動体制を確認し、排水ポンプ車班において、等々力水処理センターで排水ポンプ車の資機材の点検等を行います。次に「2. 出動待機」は、最も早く出動の水位に達することが予想される諏訪排水樋管での河川水位が A.P で 7.8 メートルに達し、さらに水位上昇が見込まれる時としており、管路保全課において、各班に出動待機を指示し、出動待機指示後、各班の班長は、中部下水道事務所にて今後の活動の打合せを行い、その後、各班は、等々力水処理センターへ速やかに移動して、待機いたします。続きまして「3. 出動、排水準備」です。表に記載の各排水樋管の水位は、付近最低地盤高からマイナス1メートルに水位が達した時に、現地にて排水作業に取りかけられることを想定し、逆算した水位でございます。山王排水樋管の場合、現地における河川水位が A.P で 4.96 メートルに達した際に出動することとしております。この段階においては、中部下水道事務所において、交通管理者、道路管理者へ多摩沿線道路の交通規制を依頼し、河川管理者へ排水ポンプ車使用の連絡を行い、交通規制班に出動、及び交通規制の開始を指示、各排水ポンプ車班に出動を指示いたします。各排水ポンプ車班は、排水樋管到着後、速やかに排水作業の準備を実施いたします。続きまして、17 ページを御覧下さい。「4. 排水作業」ですが、排水樋管ゲートの閉鎖時、または浸水発生により排水ポンプ車等による排水が必要となった時、中部下水道事務所において、各排水ポンプ車班へ排水作業の開始を指示いたします。「5. 現場退避」は、多摩川水位が計画高水位に達した場合としており、中部下水道事務所において各排水ポンプ車班等の作業を中断させ、現場退避を指示、河川管理者へ排水ポンプ車による作業中断を連絡し、交通規制班に退避を指示いたします。排水ポンプ車班等は、撤収作業を行い、等々力水処理センターへ退避します。退避後において、多摩川の水位が計画高水位を下回り排水作業が必要な場合において排水作業を再開し、さらにその後、多摩川水位が下降傾向にあり、ゲートを全開とした場合や排水樋管周辺において浸水が無くなり、排水作業の必要が無くなった場合に現場作業を終了いたします。続きまして、18 ページを御覧下さい。排水作業の内容と時間の目安でございます。排水作業の準備及び撤収に要する時間について作業工程ごとにお示しをしております。作業の工程といたしましては、まず①ポンプ車を多摩沿線道路に配置し、②ポンプやホースなどの荷下ろしを行い、③排水先である多摩川の法面を養生し、④ポンプ

設置個所の準備、⑤ポンプの運搬等、表に記載のとおり実施をいたしまして、⑩ポンプによる排水を行うまで、およそ60分を想定しております。続きまして、19ページを御覧下さい。ここから排水ポンプ車を使用する場合の交通規制について御説明いたします。排水ポンプ車の運用にあたっては、多摩沿線道路を通行止めにして作業を行うこととしており、これまでの河川水位上昇による浸水の経験やシミュレーションの結果から、排水樋管によってゲート閉鎖のタイミングが異なると想定をしており、3段階にわけて規制を行うことを想定しております。右上に凡例をお示ししておりますが、図の中の水色の矢印が排水樋管で、オレンジ色の線が多摩沿線道路の通行止めを実施する区間、四角で囲ったバツ印の位置が交通規制を行う場所、ピンク色の線が通行止めによる迂回路でございます。まず、第一段階ですが、諏訪排水樋管、宮内排水樋管、山王排水樋管において交通規制を実施することを想定しております。図の右下にございます山王排水樋管において交通規制を実施した場合は、多摩沿線道路の丸子橋付近にある児童公園入口交差点からガス橋までの区間を規制し、綱島街道、南武沿線道路を迂回路といたします。続きまして、20ページを御覧下さい。第二段階として、先程の排水樋管に加え宇奈根排水樋管において交通規制を実施することを想定したものです。続きまして、21ページを御覧下さい。第三段階として、第二段階の排水樋管に加え二子排水樋管において交通規制を実施することを想定したものです。これらの交通規制は、主要道路である多摩沿線道路を大規模に通行止めにすることから、地元の皆様に御迷惑をお掛けすることになるため、町会を通じた地元の皆様への事前周知や排水ポンプ車運用時の多摩沿線道路通行止めに関する御案内を各戸配布するなどにより御理解を得ていきたいと考えております。また、今回策定した運用マニュアルは、今後の訓練や実際の運用、更には関係機関との調整等により、適宜見直しを図ってまいります。説明は以上になります。ありがとうございました。

司会：

それでは、引き続いて、質疑応答に入ります。できるだけ多くの方に御発言の機会を確保いたしたいと思っておりますので、大変恐縮ではございますが、質疑応答の時間につきましては、お一人様 概ね5分ということをお願いできればと思います。5分を超える場合には、こちらからお知らせをさせていただきます。また、御発言の前に差し支えなければ、所属する町会名とお名前をお示し下さいますようお願い申し上げます。また、御質問等をなされる際には、その場にて挙手をお願いいたします。司会の方から、指名をさせていただきます、マイク係の職員がその場に伺いますので、その場にて御発言下さい。それでは、御質問のある方は挙手をお願いいたします。

質問者 1：

山王2丁目の●●●(個人名)といいます。後藤さんとですね、室井さんにそれぞれ質問がありますのでお示し下さい。まあ、ちょっと、この際ね、今後はまあ、説明会は最後だと思

うけど、ポンプ車のマニュアルの説明がね、長い。ポイントだけ言ってくればいいから。読めば分かるから、大変なんで。で、1個質問が、山王樋管がね、スムーズに閉じなかった、閉じられなかった。まあ、原因はよく分からないけども、まあ、すぐに何か挟まったんじゃないかっていうようなことを仰ってますよね。で、今回、その部分は、どういう対応をされているのかっていうことを聞きたい。せっかくこういうね、マニュアルにまとめてもらったのに、これじゃあね、スムーズに閉じなかったら意味ありません。それと室井さん、私、去年ね、日枝神社の集会に参加しました。住民の方々から、色々どうしてくれるんだということに対して、室井さんは、検証の結果を待ってから、連発されてましたね。覚えてますよね。そして、その検証の結果が出たんです、今回。で、12ページのところにあるように、ゲート操作の妥当性って書いてあって、そもそもゲート操作の妥当性っていう表現からしてどうかと思うんだけど。ま、妥当性ありきでの書き方で非常に気に食わないんだけど。これって結局、山王樋管に関していえば、降雨がある場合に操作手順の見直しが必要であるっていうことなんですよ。妥当性に関しては。つまり、明確に書いてないけど、妥当性が欠けてたってことだよ。ならば、去年のね、秋、日枝神社で、その検証結果が出てからということに対して、当然、賠償なり補償なりっていうことをね、出てくると思うんですけども、これまでのお話を聞いてると、市としては賠償の、賠償しないということで、賠償しないことの理由を明確にここで言うていただきたい。それと、この検証結果の報告がね、継続審議っていう、ちょっと良く仕組み分からないんですけど、なったらいいですね。市議会で報告して承認を得られなかった。そういうことに対して、今後どういう対応なんのか、ということをお教え下さい。以上3点です。

管路保全課長：

まず1点目の御質問で、昨年台風の際に、ゲートが閉じなかった、その後の対応がどうなっていたというご質問でございます。まず、異物が、何か取り込んだんじゃないかと・・・

質問者1：

今、対策を出来てるのか、出来てないのか。

管路保全課長：

ネットの目幅、排水樋管のネットの先、多摩川までと。あと、ゲートの周り、ネットを掛けまして、樋管の排水路の方は目幅を細かくして、周りにも細かい目ものをやっております。それで異物の混入を防ぐという対策を取っています。それと、操作手順なのですが、昨年の台風の際には、逆流、結果的に、水が引いた後、土砂が堆積をしまして、逆流があったというので、今度、流れの向きが順流であることが確認できなかった場合には、ゲートを閉じるということでございまして、下水管の中から多摩川に流れが出てるのが確認できなければ閉めますので、異物が多摩川の方から中に入ってくることは抑えられると考えております。あと、ゲート操作の妥当性というところでございますが、降雨がある場合、閉じないと・・・

質問者1：

答えを先に言っていただきたい、妥当性があるって言いたいんですか。

管路保全課長：

当時の運用としては、その操作手順、我々が使ってきた操作手順で、そのとおりに運用したと考えてます。

市民 1：

操作手順どおりか、どうかじゃなくて、妥当かどうかってこと聞いてんだよ。

質問者 1：

質問にちゃんと答えて下さい。妥当かどうか。

管路保全課長：

操作手順につきましては、これまで30年以上にわたって、我々も調べたんですけど、降雨がある場合、そういう場合には閉めない、これはゲートを閉めることによって内水氾濫、降った雨が先行なくなって溢れてしまうということを懸念したものでございまして、長い30年以上、そういった運用してきました。その中で一定を役割果たしていると考えているところです。ただ、今回見直したのは、これまで経験したことない水位でその手順に従って、ゲートの判断をしたのですが、今回、水が引いた後に土砂が大量に堆積してたということで・・・

質問者 1：

それは、妥当性は無かったって事を言いたいんじゃないの。はっきり言って下さいよ、そうさ、ぐちゃぐちゃってないで、結論先に言ってから理由を述べるっていうのは鉄則でしょ。

管路保全課長：

当時の対応としては操作手順に従ってやりました。

質問者 1：

当時の事は聞いてなくて、去年の操作の判断は妥当だったのか。

管路保全課長：

当時の操作手順は、そのように決めたので、その体制に従って・・・、

質問者 1：

だから、手順に従っていたことを聞いているんじゃないで、そういうね、水面が多摩川の方が高くて、土地の方が低くて、ゲートが開いていたら、物理の話だから、誰がなんて言ったって、高いところから低いところにしか流れないでしょ。小学校でも分かる。それをあなた達は妥当って言い切るんですか。ねえ、どう思う。あんた、ちゃんと市の職員なんだから、小学校くらい出てんでしょよ。

管路保全課長：

はい。

質問者 1：

水は高いところから低いところにしか流れないんですよ。それなのに、それがね、微妙な高さだったらわかりますよ。川面とね、はい、この標高が1メートルとか、そういうのならどう

なのかなって分かりますよ。何メートルも高くて、水門が開いていたらそれは逆流するに決まってるじゃない。

管路保全課長：

多摩川の水位と降った雨のバランスによって・・・

質問者 1：

それがね、何メートルもあるの。3メートルだか、じゃあね、その時のさ、言って下さいよ。標高との、多摩川との水位差ってどれ位あったの。

管路保全課長：

今回、ゲートを閉めるという判断を中部下水で最終的にした時、ゲートの、9.7メートルだったと・・・

質問者 1：

で、その付近の一番低いところは。

管路保全課長：

6.44

質問者 1：

3メートルね。内水で水門閉じてて3メートル。増えるかよ。

管路保全課長：

あのですね・・・

質問者 1：

そういう当たり前のことが、何で分かんなくて、それをどうしてさ、妥当だって言おうとするわけ。

管路保全課長：

ですから・・・

質問者 1：

それとね、もう1個、言わせてもらいます。今回ね、あの、罹災証明出したの何世帯。そして、政令指定都市川崎の世帯数に対して何パーセント。

管路保全課長：

すみません、罹災証明の件数・・・

質問者 1：

こういう場所に出てきて、罹災証明分かんない。おかしいじゃないの。

管路保全課長：

申し訳ございません。今、手元に件数というのが・・・

質問者 1：

僕ね、途中経過なんだけど 0.035 パーセントです。あなた達のね、気持ちが透けて見える。たった 0.035 パーセントかって。ここでほっかむりしてね、逃げておしまいですよ。大体そういうことは聞いて、それぐらい想定して持って来なさいよ。

下水道管理課長：

下水道管理課の森川と申します。只今の質問にすぐにお答えできなかったこと大変申し訳ございませんでした。すぐに調べて、お答えできるようにこれからいたしますので、その点については深くお詫びいたします。それと・・・

質問者 1：

だからね、本当にあなた達、結局ね、こういう厳しい追及受けても、それだけで、1パーセントにも満たない人たちだよ。それぐらいの意識しかじゃない。

下水道管理課長：

そんなことは決してございません。

質問者 1：

今回の、この申し込みだってね。メールでしましたよ。そしたら何の返事もないから、僕はわざわざ電話をかけて、メールで申し込みをしまして届いてますかって聞きましたよ。どこの会社だって、どんな小さな会社だって、なんかメールで受付したら自動応答でね、メール受付ましたぐらいしますよ。そうしたら、聞いたらそういうことはしない。抽選だけど、抽選になって、来れる人だけにメールします。そういうそこそこに、あなたたちの今回ね、その我々のこの、非常な、迷惑を被ったことに対して、本当に真剣に取り組んでいるのか、すごい疑問ですよ。

下水道管理課長：

その点については大変申し訳ございませんでした。

質問者 1：

それはいいから、とにかくその水門の妥当性です、妥当っていうのかどうか。

市民 1：

妥当じゃない、間違ってたんだ。

下水道管理課長：

我々の検証では、今回のゲートの操作については、やむを得なかった。

質問者 1：

やむを得ないかどうかを聞いていない。妥当かどうか。イエスかノーかで言って下さい。

下水道管理課長：

妥当ではない。

質問者 1：

妥当じゃないでしょ。妥当じゃないんですね。妥当じゃなかったら、だから改めたんですよ。操作手順。

下水道管理課長：

今後については改める必要があると。

質問者 1：

だよ。そうしたら、妥当じゃなかったことをしてたんだから、我々に、被害住民に賠償

の義務は生じるんじゃないの。

下水道管理課長：

ただ、当時の操作についてはやむを得なかった。

質問者 1：

やむを得ない、やむを得ないの話をしてなくて、妥当かどうかで妥当じゃなかったって言ってるんだから、賠償の責任があるんじゃないんですか。それをしないっていうのはどうゆう根拠ですか。

下水道管理課長：

賠償するとなると、法的な根拠としては国家賠償法になるのですが、公の営造物、この場合、下水の施設、ゲートも含めてですね。その管理と設置について、瑕疵があった場合には賠償することになっているのですが、今回は瑕疵はなかったと。

質問者 1：

ハードに瑕疵はなかったですよ。ハードの瑕疵はなかった。それは我々も認めるよ。

下水道管理課長：

管理についても瑕疵はなかったと。

質問者 1：

ん。

下水道管理課長：

管理についても瑕疵はなかったということです。

質問者 1：

だってこう、あたかも今回ね、国交省から下水の逆流防止のためっていう通達が出ているって言うけど、もう前に出てたじゃない。国交省から、逆流防止のためだって。なんでそれを置いといて、この去年出したようなこれ出してくるわけ。それとの関係を説明して下さいよ。

下水道管理課長：

その通達については、あくまでも河川管理者について出されたものですので、下水道は・・・

質問者 1：

あのね、河川の管理者は、下水に上がり込んで、それはね、僕もね、議事録を読みましたよ。それは、河川管理者に対して出されたものだから、下水の樋門を閉めないのは問題なかった。そんな一般常識とかけ離れた論法あります。そういうふうに議事録で逃げおいて、今度急にね、去年出したような、改めて出したようなの持ってきて、おかしいじゃないですか。

下水道管理課長：

それは当然の疑問だとは思いますが・・・

質問者 1：

当然の疑問でしょう。

下水道管理課長：

ええ。

質問者 1：

あなたが、もし、僕の山王町に住んでいたら、そう思って、そう言いますよ。

下水道管理課長：

ただ、今回の操作についてはやむを得なかった。手順についても・・・

質問者 1：

やむを得なかったけど、妥当ではなかったとあなたはさっき言いました、明確に。言ったよ。皆聞いているよ。ここで。

総務部長：

総務部長の大畑でございます。妥当でなかったので、見直しをして新たな運用に改めるところでございます。ただ、見直し前の操作手順についても、これまで私共、多摩川の河川水が逆流するということを確認してございません。従いまして、内水の排除に重点を置いた操作手順になっていたところでございます。そういったもので30年以上運用してきたところがございますので、一定の役割を果たしてきたものだと考えております。ただ、今回の河川水の逆流によって浸水被害が発生したことを踏まえて、操作手順の見直しをしなければならないと考えているところがございます。そして、損害賠償にあたるような不備等はなかったと考えているところがございます。以上でございます。

質問者 2：

あの、山王町2丁目の●●●(個人名)と申します。えっとですね、先程、ちょっとお話ありましたけども、昨年、今回、この5月にですね、5月に通達が出ておりますけれども、それより遡って、昨年の6月に国交省から通達が届いて、それが川崎市の上下水道局庶務課に転送された。で、庶務課では6月25日に下水道管理課に転送した記録があるが、手で入力したもので確実に送信したという記録がないという、この辺の事実関係が、結局その後どういうふうに検証されているのか教えていただけますでしょうか。つまりこういったですね、国交省からの通達が令和元年に出されていて、もしこれが、今回の排水樋管ゲートの操作手順の見直しが、令和元年に行われていたとしたならば、今回、確実に、このゲートは閉められていて、逆流はなかったわけですね。その辺の、単純にですね、メールが転送されていなかった、連絡届いてなかったというのが市議会で取り上げられて、ま、金子さん答えられているようですけども、その後どうなったかというのは、検証委員会を設けて原因を調べてみると言ってますけれども、ここの結果が今日報告されていないんですけども、その結果を教えてください。

管路保全課長：

まず、昨年の6月の国土交通省からの通達につきましては、河川施設、河川管理施設に対

して、河川管理者宛てに出されてた通知でございまして、先程も御説明させていただきましたが、あくまでも河川管理施設に対して国が、操作要領等を見直さないといったことが通達があったということでございます。その通達が、結果的に上下水道局の中で、その文書が回ってなかったということにつきましては、今回の検証では検証してないんですが・・・

(当日の発言に関する補足説明)

令和2年3月13日(金)実施の第3回検証委員会において、公文書の適正な管理として、今後、再発防止に向けて取り組んでいくこと及び国の通知文書の取扱いについては、河川法の規定による河川管理施設の操作規則の作成基準を示しており、下水は河川と違い、下水の管内の水の流れを把握できないので、当時、参考にはななかったと考えられることが言及されております(検証報告書参考資料 IV-56)。

質問者2：

それを検証するってことになってるじゃないですか、市議会の回答で。なんでメールを届いていなかったのか、それって河川局かなんかへの対象かもしれないですけども、皆さんに関連があるから転送しようとしたわけでしょ。

管路保全課長：

参考に、です。

質問者2：

いや、参考っていうか、かなり重要な事項じゃないですか。その検証さえ、今日この場で報告がないっていうのはどういうことですか。

管路保全課長：

すいませんでした。操作要領自体が下水道施設として、河川管理者の方に占有を認めてもらって、その操作については、各自治体で、実態としては作ってるということでございます。今日、御報告させていただいたのは、国土交通省の下水道の方から、下水道施設の樋門操作等の基本的な考え方ということで、各自治体でやってるものを国の方からこういった通達が出ているということがございます。出水時における機能、1です。「出水時における下水道施設の樋門等操作については水位・流向等の情報を活用することを基本とする。」ということで通達が出されてございまして・・・

質問者2：

いや、その通達自体をね。今日コピーして配っておくべきでしょう。今年やつじゃなくて、去年出たやつを配ってこういうことでしたっていうことを説明できなきゃわかんないんですよ、今この場でポロポロ言われても。とにかく重要なのはもうシンプルですよ。逆流したら水門を止める。これ全国に通達出てるって話ですよ。それが川崎市だけ伝わってなかったってことですよ。もう、異論なんていらんですよ。

管路保全課長：

ですので、上下水道局の中でのメールのっていうのは、今、仰ったとおりでございますが、通達自体が河川管理者に対して出た通知でございまして、河川の・・・

質問者 2 :

いやいや、だから、それを、みんなに共有しようとして転送してたわけでしょ。そういう重要な情報だから。違いますか。

総務部長 :

申し訳ございません。総務部長の大畑です。昨年6月に出た、両方とも今年のものも去年のものも国土交通省から出ているんですが、昨年のもは国土交通省から河川管理者宛に宛てられたものでございます。それが、私共、下水道部門に参考送付されたということでございます。ただ、参考の送付であるとはいえ、私共の方でしっかりメールが転送できなかったということについては、できてないということは確認してございますので、誠に本当に申し訳ございません。

質問者 2 :

転送したけど受け取れてないっていうふう書いてあるよ、市議会の回答では。

総務部長 :

そのところは・・・

質問者 2 :

そこは、どういう、どう検証したんですか。市議会でこういう議事録残っているのに、どう検証してるんですか。

総務部長 :

関係職員のヒアリング等を行いました。送った、送らないという・・・

質問者 2 :

それで終わってるんですか。

総務部長 :

そうです。

質問者 2 :

こんな大事な情報が。

総務部長 :

今年、送られてきたものが、同じ国土交通省なんですけれども、下水道事業管理者宛のものでございますので、それを私共の方で受けて今回、操作手順等々の見直しを行ったところでございます。

質問者 2 :

そうですね。見直しをしなきゃいけないくらい重要な情報だったんですよね。

総務部長 :

それは今年。

質問者 2 :

いやいや、去年のも。去年のは見てないのからは分からないけど具体的には。

総務部長 :

去年のものは・・・

質問者 2 :

去年のものにしても、今年のものにしても、あの言えるのは、逆流したら水門閉じるってのが、基本でしょ。基本のメッセージでしょ。

総務部長 :

そうです。

質問者 2 :

だから、だから、そこが伝わってなかったってことでしょ。もう、だからもう、もうそこだけですよ、聞きたい、今日聞きたかったのは。私、来たのはそのためです。今日、来たの。聞きたかったのは、あとのことはどうでもいい。

市民 2 :

河川管理者って誰なんだよ。

総務部長 :

繰り返しになってしまいますけれども、河川管理者に宛てたものと、下水道事業者に宛てたものと違いがございまして、私共は下水道事業を所管する者でございますので、下水道事業者宛てのものに従って、手順等の見直しを行ったというところでございます。

質問者 2 :

その辺の、もう、責任の明確化、ちょっともうこれ以上言いませんけれども。明確にしないともう、あの、なんていうんですか、令和元年のところはもう、もうなんとも言えないですね、もう。いいや、ここでやめときます。時間ないので。

質問者 3 :

あの、いろんな、この資料だとか、数字だとか、立派なものを出してますけども、これはみんな実験室の値ですよ。例えば、車を止めるためになんとかあの準備するために5分、何々するのに10分、合計何分、載ってるけれども、その前に交通規制を入れるとか、あなた達はその現場に行く時間とか、全く入ってないですね。そういう具合にですね、皆さんの頭ってのがそこで固まっちゃってるんです。いつも。そのソフトなところがちっとも働いてないんです。ハードは本当に立派です。ここで配ったスリッパみたいに立派ですよ。ところが、人と人との間のソフト面、その辺がまったく開発されてない。ソフトをもうちょっと大切に、住民のことをまず1に考えてものを発想して、決断するんですよ。いい例申し上げましょうか。この前のその金元さんとお話ししたんですけどね。あの避難所を提供してくれる学校に金元さんとかスタッフが行って、折衝されたようですけども、なかなか教室までは開放されない。してくれないんだと、校長は仰てた。その時、どうして役人だけが行かなくちゃいけないんですか。そこに町会長や町会で活躍してる、まあ今日みなさんここに来てらっしゃる方々みたいな方とか、小学生とか中学生とかその保護さん、親御さん達も連れてですね、行けば、新しい発想が生まれるんですよ。その辺の訓練がまったくない。いつも

そう。もっと言えば、政府があなた達と同じことをやってるんです。で、あなた達もこんな連絡は国から来てないなんていうことを言ったり、文句をつけてるわけです。それと同じことの小さなスケールはこの場でも起きてるし。川崎市と住民との間にまったく同じ現象が起きてるんです。その辺の心持の問題。そこをクリアしていかないと、いくらこんなハードのことをやったって、あの人数ね、141名、動けるかって、いや例えばその人の誰か、親御さんが亡くなったとか、病気だとか、その時の体制のシステムができてないでしょ。こうやって我々に説明するのは人数だけなんですよ。そういうことじゃなくて、Aさんがやったときは、Aさんの電話番号はこれこれこれで、夜間はこれで、こういう具合に解決できますということを、はっきり申し上げないと、我々に伝えないと、安心できないわけです。そういう訓練もされてないんだ。いつも言ってるんだけど、その同じことを繰り返してるだけにすぎないんですよ。税金の無駄ですよ。その辺、ソフトのところをしっかりと押さえてやって下さい。ソフトだってアイスクリームのソフトじゃないですよ。分かっているんですよ。金子さん。ねえ。

上下水道事業管理者：

御意見ありがとうございます。本当に、何かと、御質問に対するお答えが至りませんで、大変申し訳ございません。不快な思いばかりをさせて、大変情けないと思っております。今、御指摘いただきました、本当に、現場の被災された方に寄り添って、口では言うけど、実際やってないじゃないかと、まさに御指摘のとおりで、なかなか至らない点が多くて、大変申し訳なく思っておりますが、引き続き我々としてはしっかりやっていきたいと考えておりますので、どうぞこれからもよろしく願いいたします。

質問者4：

山王町2丁目の●●●(個人名)と申します。今回の報告書ありがとうございます。拝見しましたら明らかに人災だというふうに認識した具合でございます。で、それに関して賠償をしていただけないという御回答をいただきましたが、それに対しては、市に対して、神奈川県に対して、我々は訴えていきたいというふうに新たに今日決意した次第です。で、それとは置いといて、今後のことなんですけども、先程のお話にも重複しますが、今考えられるのはポンプ車が我々、唯一の生命線のような気がするんですね。で、その、先程、仰っていただいたように、文字面だけで本当にできるのかという防災訓練的な、ポンプ車訓練的なものはいつ行われるんでしょうか。具体的な計画がされておるんでしょうか。ええ、いわゆる9月1日が、この街では防災訓練を行っておりますが、そこでどういうことが分かるのか等も含めて、今後どういうふうな計画でこれを実行していくのかという検証も含めてやっていくのかということをお教えいただけますでしょうか。

中部下水道事務所長：

中部下水道事務所長の藤井と申します。ポンプ車の訓練の関係なんですけども、各5樋管ございまして、山王排水樋管の訓練につきましては、先日、7月31日の日に、山王1丁目、

2丁目の町会さんを通しまして、公開という形で1度、訓練は実施させていただきました。それと後、他の樋管についても、今週また順次、やっていくという予定をさせていただきます。また、今後の訓練についてなんですけども、31日の訓練は排水樋管のゲートの操作の訓練と排水ポンプ車の配管の訓練等をさせていただきました。今後の訓練につきましては、実際に台風が来た場合を想定して、もう少し熟度を高めて訓練等を行っていきたいと考えてございますけども、詳しい日程等についてはまた改めてお知らせをして、地元の方にお知らせして、まだ具体的にはまだ決まっていないということなんですけど、それについても改めてお知らせしたいと考えてございます。

質問者4：

9月には台風が来ちゃうわけじゃないですか。先程も仰ったように、多分、ポンプ車が動く、という確認はされたと思うんですね。7月31日に。まあ動いた、水は出たが。でも、トップダウンで、このメートルになったら、誰に電話して、誰が集まって、どこに待機して、この時点になったらどうなってるって紙に書いてあるシミュレーション自体の防災訓練自体は、まだ計画されていないということですか。

管路保全課長：

どのタイミングで、どこに連絡する、説明させていただいた、主な活動内容、この段階でこういう連絡する。そういった、机上で、情報伝達については、庁内で実際にやりました。以上です。

質問者4：

ということは、ポンプ車を出すところからですか。

管路保全課長：

いや、その前から・・・

質問者4：

等々力に待機するって書いてありますよね、まず。等々力に待機してとか。で、どの段階になったらどこに行って、どこの段階になったら交通止めをして、それは誰が交通止めをするのかということも含めてやったということですか。

管路保全課長：

実際の訓練ではないんですが、例えば交通規制班の班長に指示をする。この水位に達したから指示をする、それができました、という情報の伝達訓練。実際の現場ではないんですが、そういった訓練は実施したというところでは、これは、流れに沿ってやっていると。以上です。

質問者5：

山王2丁目の●●●(個人名)と申します。あの、●●●(個人名)さん、●●●(個人名)さんなり、●●●(個人名)さん、色々と、まあ鬱憤が溜まっている部分があるかと思えます。こういった部分では、行政への信頼性がすごく欠如しているところだと思

ます。そこを信頼回復に向けて、是非、今、これから、どういうふうにしていかななくてはいけないんだということをしっかり市民を安心させていただきたいと思います。31日に、今、藤井所長が言われたような形のデモありました。その時に私も何点も指摘させていただきました。そういうデモが、実際に働くのかと。今、ポンプ車のポンプというのは本当に横に置いて稼働するようなポンプなんですよね。ですから、そのホースというのは、道路に並べるような形、ポンプと合わせて並べるような形の排水処理なんです。それを縦に上げて、堤防を乗り越えらすところでは、そのホースの部分だけでは能力が半減してしまいますが、それは指摘しました。そういう意味で、実際に、本当に深く、5メートルも下にあるポンプから上に揚げた時にどういう弊害が出てくるんだ、というのを実際にやって下さいよ。これはあの、我々というよりも、実際に起動しなければいけない職員が生身で感じ取って、やはり緊急の時どういうことが起こりうるねっていうの実感をしていただいて、こういう対策、こういう対策も必要だよと。チェンブロックだって1台だって、1台しか用意してなかったけど、あれはポンプだけしか吊らない。ホースも吊ってかないと、深く落とした時には絶対に落っこってしまいますよ、ホースが。門型だって、1台じゃあ、すみませんよ。1台に1つは必要だし、チェンブロックだって2つは必要になってきますよ。そういう体感を職員が生身で感じて、改良点を見付け出さないと、いざという時に、また失敗しますよ。そういった信頼を取り戻すっていうのは、どうやらないといけないか、というのはすごく欠如していると思います。だから、みなさんが不安がって、色々と厳しい質問してきますよ。これから、やらなきゃいけないことたくさんあると思います。その信頼回復に向けて、是非、金子さん、9月、本当に今、言われたような形の部分で、職員で少なくとも、どんな形になるかっていうのを、実際の生の部分で試験して下さい。そこを約束して下さい。回答をお願いします。

上下水道事業管理者：

御意見ありがとうございます。正に、訓練どうなっているんだっていうところが地元の皆さん、御心配なところだと思いますし、我々も実際、このような機材を、排水のところまで、ポンプを動かすというところまでいかなかったのですが、実際に水を出してみる、それから深さ5メートルの角落しに実際下ろして、稼働してみた時どうなるのかって、非常に心配なところでもありますので、なんとか9月までに、実際に水を出す、道路を跨がるというのはなかなか難しいものですから、適切な場所を探して、実際にポンプを回せるような訓練をしっかりしていきたいと考えています。また、それ以外の部分につきましても、実地に即した対応ができるようにしっかりと訓練をしてまいりたいと考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

司会：

御質問、御意見ありがとうございました。大変恐縮ではございますが、会場の時間の制約もございますので、質疑応答はここまでとさせていただきます。なお、今回は新型コロナウイルス

ウイルス感染防止に伴う参加人数の制限や開催時間を制限させていただいておりますので、「ご質問、ご意見記入用紙」をお配りさせていただいております。記入用紙の下の方に記載がございます入力フォームやファックスからの御質問もいただくことが可能となっておりますので、そちらをご活用いただければと思います。それでは大変申し訳ございませんが、時間も押しておりますので、総括的な事項を中部下水道事務所長の藤井からお話をさせていただきます。

中部下水道事務所長：

本日は説明会に御参加いただきまして、誠にありがとうございました。中部下水道事務所長の藤井でございます。冒頭にも、お話させていただきましたけれども、令和元年東日本台風の際の浸水につきまして、我々、大変重く受け止めまして、検証の方を進めて参りました。既往最高水位を超えるような多摩川の水位上昇によりまして、河川水の逆流が生じた。特に河川水によりまして、泥の被害というものが大きくて、昨年度の説明会の時に、ゲート操作の考え方等について多数の御意見をいただいたところでございます。今回の検証結果を踏まえまして、ゲートの操作手順の見直し、順流が確認できない時はゲートを全閉にする等の改定を行いました。また、先程、御説明しましたとおり、観測機器類の設置ですとか、内水排除のための排水ポンプ車も導入いたしました。ただし、これで万全というわけではございません。引き続き、皆様の御意見を真摯に受け止めまして、浸水被害の軽減に向けた中長期対策等につきましてもスピード感を持って取組んで参りますので、どうぞよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

司会：

それでは、本日の質疑応答の内容は、後日、議事録として上下水道局のホームページで公表いたしますので、御参考にしていただければと存じます。なお、ホームページを御覧になれない方については、お帰りの際、受付にお知らせいただきますようお願いいたします。これを持ちまして、本日の説明会を終わります。本日は誠にありがとうございました。